利用料金の変更について

生活支援課版

≪障害者支援施設のサービス利用料金≫

【日中活動】(機能訓練・就労移行支援のうちいずれか)と、
【施設入所支援】の組み合わせとなっています。(通所でのご利用の場合は日中活動のみ)
この内の1割相当額が実際にお支払い頂く**利用者自己負担額**となります。さらに、
【食費・水光熱費】を合わせた金額を、毎月のご利用料金とさせていただきます。

利用料金(1日あたり)　令和7年4月1日改定

サービスの種類	※施設入所支援(夜間)	機能訓練(日中)	就労移行支援(日中)
変更前 R7.3月迄	293円	820円	1,049円
変更後 R7.4月～	変更なし	835円	変更なし

※施設入所支援の利用料金は「障害支援区分」によって異なります。表は区分2の場合です。
1ヵ月分の利用者自己負担額の合計額が、受給者証に記載の『自己負担上限額』を上回ることはありません。
ただし、「自己負担上限額」に食費・水光熱費は含まれません。こちらは別途ご負担頂きます。

≪障害福祉サービスの詳細≫

■施設入所支援について

一日あたりの利用料金は市町村の定める「障害支援区分」によって以下のように異なります。

項　目	1日当たり利用料
施設入所支援　区分2以下	293円
施設入所支援　区分3	362円
施設入所支援　区分4	443円
施設入所支援　区分5	524円
施設入所支援　区分6	600円

＜施設入所支援:その他の費用＞

① 外泊時加算

その日一日施設のサービスを一切受けなかった日のみ外泊日としてカウントします。(例:「金曜に帰宅、日曜に帰所」の場合は、外泊は1日)。

8日までの外泊及び入院については、339円/日をご負担頂きます。9日以上の場合については、202円/日をご負担頂きます。いったん外泊から戻られますと、次に外泊されるときには、再び339円/日をご負担頂きます。

② 入所時特別支援加算

入所日から30日以内の期間は、1日32円をご負担頂きます。

③ 療養食加算

当センター附属病院主治医の指示のもと、治療の一環として療養食(糖尿食、心臓病食、腎臓病食など)を提供させていただく場合、25円/日をご負担いただきます。(夕食と翌朝食を2食とも食べた場合のみ)

④ 高次脳機能障害者支援体制加算

高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上の施設で専門性を有する職員が配置されサービス提供を行った場合1日45円をご負担頂きます。

⑤　障害者支援施設等感染対策向上加算
感染症発生時における施設内感染防止などのため平時から一定の体制を整えていることから
月に1回10円をご負担頂きます。

■日中活動について
1日あたりのサービス利用料金は前頁の表の通りで、障害支援区分による差はなく一律となっています。
(機能訓練 835 円、就労移行 1,049 円)

＜日中活動:その他の費用＞

① 初期加算
利用開始日から30日以内の期間は、1日32円をご負担頂きます。

② 欠席時対応加算
通所でのご利用の方で、予定された訓練に欠席だった場合は102円のご負担を頂きます。(欠席される2営業日前までに連絡があった場合にはこの費用はかかりません。)

③ 訪問訓練
職員がご自宅、または職場などへ訪問することによって算定するサービス利用料金もあります。
(機能訓練:834 円)

④ 高次脳機能障害者支援体制加算
高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上の施設で専門性を有する職員が配置されサービス提供を行った場合1日45円をご負担頂きます。

■食費・水光熱費について

① 食費
朝食366円、昼食550円、夕食550円(合計1, 466円/1 日)
訓練を受けられる場合は、原則として給食はセットとさせていただきます。

② 水光熱費
1 日あたり322円(施設入所支援をご利用の方のみ)となります。

■利用料お支払について
ご本人、もしくはご家族の方にサービス提供実績記録票にてご確認(ご捺印)いただきます。サービスご利用の際には印鑑をご準備下さい。
当月分の請求書は翌月15 日に発行いたします。下記の会計窓口でお支払いください。

【会計窓口】
地下1階福祉スポーツ受付窓口で月曜～金曜(土、日、祝日除く)でお支払いください。(4 月から変更あり)
また、会計でのお支払いが難しい場合はお振り込みでも結構です。
誠に勝手ながら、振込手数料は各自でご負担頂きます。
また、ご本人名義でのお振り込みをお願いいたします。

【振込口座名】
あいち銀行　八事支店　普通預金　口座番号:665440
名義:名古屋市総合リハビリテーションセンター　障害者支援施設長　稲葉　健太郎(イナバ　ケンタロウ)

【問い合わせ先】　生活支援課　:　TEL　052－835－4193
ご利用料に関するご質問は、各担当支援員が承ります。

障害者支援施設利用料の支払い窓口の場所が変わりました

令和７年４月１日より**障害者支援施設の利用料の支払い窓口**の場所が下記のとおり変更となりました。
ご不便をおかけしますが、障害者支援施設の利用料をお支払いの際は、**<u>地下１階福祉総合案内(福祉スポーツセンター窓口)</u>までお越しください。**

変更内容

(変更前) １階　医事会計窓口

↓

<u>(変更後) 地下１階　福祉総合案内(福祉スポーツセンター窓口)</u>
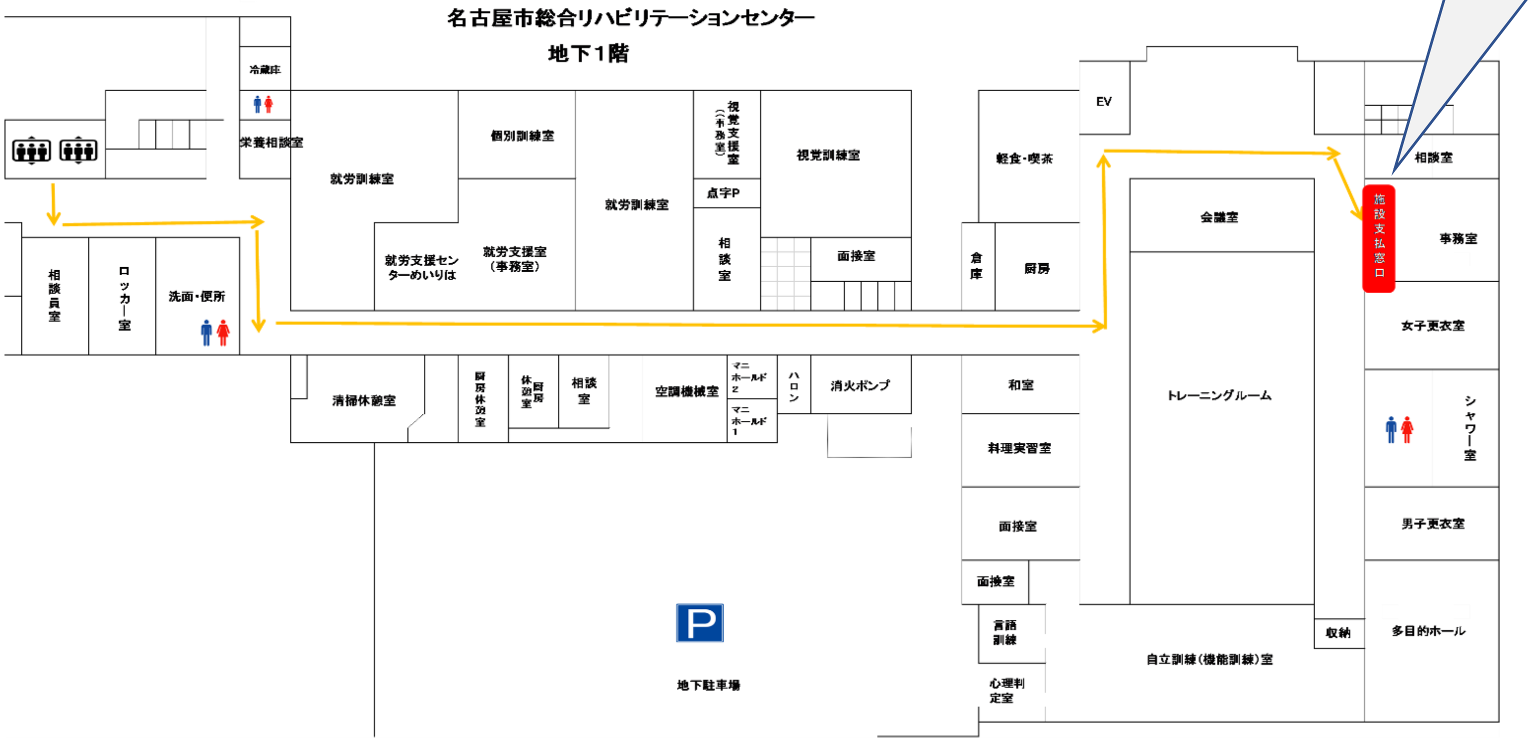
福祉総合案内
(福祉スポーツセンター窓口)